

株式会社マツヤデンキに対する支援決定について

平成15年9月26日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
 - ・株式会社マツヤデンキ(以下「対象事業者」という)
2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称
 - ・株式会社りそな銀行
3. 事業再生計画の概要： 別紙

4. 主務大臣の意見
意見なし

5. 事業所管大臣の意見
意見なし

6. 買取申込み等期間： 平成15年 9月26日から
平成15年12月 1日まで(機構必着)

7. 一時停止要請
対象事業者が、平成15年9月25日、大阪地方裁判所に対し、民事再生手続開始申し立てを行い、同日開始決定を受けていることを勘案し、法第24条第1項に基づく一時停止の要請は行いません。

8. 支援決定についての機構の考え方
本件支援決定についての機構の考え方は次のとおりです。
対象事業者は、関西を中心とした家電量販店で、独自のビジネスモデルを有し、モデルに適合した店舗については、競争の激しい業界の中で相応の営業キャッシュフローを生み出しています。しかし、過去の過大な投資や、フランチャイジーへの金融支援等により、過大な債務を背負い、返済が困難な状況になり、本業が立ち行かない状態にありました。
こういった過去の負の遺産を清算し、コア事業を継続させるため、対象事業者

は、民事再生法の適用を申請し、営業譲渡による再スタートのための手続きを開始したわけですが、産業再生機構としては、これまで事業会社が培ってきた市街地型の小規模商圈に有効な本来のビジネスモデルに立ち返り、必要な資産を新会社に対し引き継ぐことができれば、優良な経営資源を毀損させることなく事業の再生を図ることができると考えています。

また、産業再生機構は、機構の仕組みと法的整理手続きを併用することにより、円滑な事業再生の新たなモデルを示すべく、支援に取り組みたいと考えております。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437